

令和 7 年（受）第 4 6 6 号 上告受理事件

申立人 大江千束 外 6 名

相手方 国

上告受理申立理由書

（要約版）

2025（令和 7）年 3 月 21 日

最高裁判所 御中

申立人ら代理人 弁護士 上杉 崇子

弁護士 寺原真希子

ほか

申立人らは以下のとおり、貴庁に対して上告受理申立の理由を要約する。

記

第 1 「違憲の明白性」要件に関する判例違反

1 明白性の対象に関する判例解釈の誤り

原判決は「違憲の明白性」の要件充足のためには憲法のどの条文の違反か、違憲か違憲状態かといった点が国会にとって明白である必要があるとの前提に立つ（同 58 頁）。しかし、令和 4 年大法廷判決¹等判例によれば“憲法上保障・保護されている権利利益が合理的な理由なく制約されていること”や“憲法上保障・保護されている権利利益の行使の機会を確保するための何らかの立法措置をとることが必要不可欠であること”が国会にとって明白であれば足り、憲法のどの条文

¹ 最大判令和 4 年 5 月 25 日民集 76 卷 4 号 711 頁。

の違反か、違憲か違憲状態かまでが明白である必要はない。

本件との関係で言えば、法律上同性のカップルが婚姻できず法的に家族となれないことにより“憲法上保障・保護されている権利利益が合理的な理由なく制約されていること”や“当該憲法上保障・保護されている権利利益が合理的理由なく制約されているという状況を是正するために何らかの立法措置をとることが必要不可欠であること”が国会にとって明白であれば足りる。

原判決は判例の解釈を誤っており、判例に違反している。

2 最高裁が判断を示していないことが違憲の明白性を否定する理由としたことについての誤り

原判決は「違憲の明白性」要件充足否定の理由として最高裁の判断が未だ示されていないことを挙げる（同 58 頁）。しかし、平成 17 年大法廷判決²や令和 4 年大法廷判決など、先行する最高裁の違憲判断がないにもかかわらず、最高裁が「違憲の明白性」要件充足を認め、損害賠償を命じた事例は複数ある。よって、先行する最高裁の判断の不存在は同要件充足を否定する理由とならない。原判決は判例の解釈を誤っており、判例に違反している。

第 2 国賠法 1 条 1 項に関する解釈違反について

1 序論

原判決は国賠法 1 条 1 項に基づく請求を棄却した（同 58 頁）。しかし、本件の事実関係によれば、本訴訟関連訴訟に関し札幌地裁判決（甲 A 401）が下された 2021 年 3 月には「違憲の明白性」要件が満たされるところ、国会はそれ以降原審の口頭弁論終結時に至るま

² 最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁。

での間に同判決が指摘する違憲状態を解消するために必要となる立法措置を何ら講じず、合理的な理由なく当該状態を放置させており、「長期間の懈怠」要件も充足される。よって、同項に基づく賠償が認められるべきであったといえ、この点において原判決には重要な法令解釈の誤りがある。

2 「違憲の明白性」要件について（2021年3月）

第1の1のとおり、法律上同性のカップルが婚姻できず、法的に家族となれないことにより、同性愛者等性的少数者の婚姻の自由、平等権等の人権や憲法上保護された個人の尊厳にかかわる重要な人格的利益のいずれかが合理的な理由なく制約されていることが国会にとって明白であれば「違憲の明白性」の要件が充足される。

府中青年の家事件東京高裁判決（甲A51）、2002年の「人権教育・啓発に関する基本計画」に係る閣議決定（甲A57）、ジョグジャカルタ宣言（甲A33）等を通じ、国会でも2008年頃までに性的指向及び性自認に基づく権利利益の制約や差別が許されないことが認識されはじめた。

さらに、2008年、2014年の自由権規約委員会の勧告（甲A95、甲A96）や2015年11月の渋谷区での同性パートナーシップ制度の導入（甲A75）等を背景に国内でも同性間の人的結合関係に対する法的保障の必要性が認識されていく。

そして、2015年6月の米連邦最高裁判決（甲A100）以降、2019年2月の本訴訟及びその関連訴訟の提訴等国内外の様々な出来事により、婚姻を含む同性間の人的結合関係に対する法的保障は性的少数者の人権や重要な人格的利益にかかわる問題だとの理解が広まっていった。

国会でも同様の認識が野党を中心に共有され、2019年6月に野党から法案（甲A141）が提出されたり、国会での質疑でも取り上げられるようになった。政府与党をはじめとする国会議員らは、遅くとも、2020年2月に野党議員から質問主意書（甲A230）が提出された時点で、同性間の人的結合関係について婚姻制度を設けないことが、性的少数者の人権や重要な人格的利益を侵害し、憲法に抵触しうる可能性を覚知した。

そのようななかで、2021年3月札幌地裁により違憲判決が下され、婚姻によって生じる法的効果³の一部ですら何ら享受できていないことが憲法に違反するとの事実が司法によって突き付けられた。

よって、この時点で法律上同性のカップルが婚姻できず法的に家族となれないことにより性的少数者の「憲法上保護された重要な人格的利益」が合理的な理由なく制約されていることが国会に明白となった。

3 「長期間の懈怠」要件について

判例によれば「長期間の懈怠」要件は、国会が、何らの正当な理由なく是正のために必要な期間を超えて違憲状態を放置している場合に充足される。

法律上同性のカップルの婚姻について国会ではじめて正面から問われたのは2015年2月であり（甲A258）、その後も野党議員により国会の質疑で度々取り上げられた。また、野党から2019年6月を含め2度法案が提出された。しかし、政府（与党）は「検討するか否かの検討も含めて検討が必要」（甲A263）等と不合理な答弁

³ 札幌地裁判決20頁によれば、「婚姻とは、婚姻当事者及びその家族の身分関係を形成し、戸籍によってその身分関係が公証され、その身分に応じた種々の権利義務を伴う法的地位が付与されるという、身分関係と結びついた複合的な法的効果を同時又は異時に生じさせる法律行為であると解することができる（以下、上記の法的効果を併せて「婚姻によって生じる法的効果」という。）」としている。

を繰り返し、具体的な対策の検討に入ること自体を拒否し、法案も審議されないまま廃案となった。

上記２のとおり２０２１年３月に国会にとってその違憲性が明らかになったところ、政府（与党）は「確定前の判決だ。他の同種訴訟の判断を注視したい」というのみで具体的な対策の検討にすら入らない。

本件については具体的な対策を取らないことを正当化する合理的理由はなく、それを困難とさせる客観的事由も存在しない。それどころか、そもそも国会が議論・検討を開始することは容易とさえいえる。

それにもかかわらず、国会は具体的な対策の検討に入ることすらしないのであって、２０２１年３月から、原審の口頭弁論終結時に至るまで、何ら合理的理由なくして、違憲状態が放置され、必要な期間はどうに経過していると評価せざるを得ない。

したがって、原審の口頭弁論終結時において、「長期間の懈怠」要件が認められる。

４ まとめ

以上の次第であるから、現判決は破棄されるべきである。

以 上